

令和3年8月25日

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取扱いについて

むつ市福祉部高齢者福祉課

1 特定事業所集中減算とは

平成18年4月の介護保険制度改正において、居宅介護支援事業所の中立・公平性の確保を徹底させることを目的に創設されたものです。

各居宅介護支援事業所において、前6か月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護・通所介護・福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下、「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合、1月につき200単位が所定単位数から減算されます。

※平成30年4月から、特定事業所集中減算の対象となるサービスが18サービスから、「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の4つのサービスに見直しされました。

2 判定期間、減算適用期間及び提出期限

毎年度2回、以下の判定期間において作成した居宅サービス計画を対象とし、次の「3判定方法」に基づき算定した結果、減算の要件に該当した場合は、以下の減算適用期間中の居宅介護支援のすべてについて、1月につき200単位の減算が適用されます。

なお、判定期間の途中において事業所の新規指定を受けた及び事業所を休止・廃止したことにより、判定期間内の6月間を通して事業を運営していない事業所については届出の対象外となります。

	判定期間	減算適用期間	提出期限
前期	3月1日から8月末日まで ※平成30年度においては、 <u>4月1日から8月末日まで</u>	判定期間後の 10月1日から3月31日まで	9月15日
後期	9月1日から2月末日まで	判定期間後の 4月1日から9月30日まで	3月15日

※ 提出期限が休日の場合は、その前の開庁日までに提出。

3 判定方法

- ① 判定期間中に作成した居宅サービス計画数の総数を算出。
- ② ①のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出。
- ③ 訪問介護サービス等を位置付けた居宅サービス計画について、サービス提供事業所として最も多く居宅サービス計画に位置付けた事業所を、その事業所を運営する開設法人別に件数をカウント。
- ④ ③の結果、訪問介護サービス等のそれぞれにおいて最も紹介件数の多かった法人を特定。
- ⑤ ④で特定した法人について、その紹介率を算出（③÷②×100）した結果、訪問介護サービス等の中でいずれか1つでも、紹介率が80%を超えた法人があった場合は減算適用となる。

4 判定様式

- ① 様式2「紹介率最高法人算出シート」
 - ・上記3①～④までを算出するための参考様式（市への提出は不要）。
 - ・紹介件数が一番多い法人を特定するための算出内訳が分かるものであれば、必ずしもこの様式にこだわることなく、事業所で作成した任意様式でもよい。
 - ・市への提出は不要だが、減算適用の有無の根拠となる資料となるため、様式2又は事業所の任意様式にて必ず作成し、5年間保管しておくこと。
 - ・様式2の参考様式を用いる場合は、記載方法・算定方法について留意事項及び作成例を必ず参照のこと。
- ② 様式1「居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に係る届出書」
 - ・様式2「紹介率最高法人算出シート」又は事業所の任意様式を用いて算出した結果に基づいて作成し、紹介件数が最も多かった法人について記載し、紹介率を算出すること。
 - ・訪問介護サービス等のいずれか1つでも紹介率80%を超えていれば、様式1を市へ2部提出すること（内容審査後1部に受理印を押印し返送します）。
 - ・訪問介護サービス等のいずれも紹介率80%を超えなかった場合、この様式の市への提出は不要。事業所において届出書には必ず内容を記載の上、5年間保管しておくこと。
- ③ 様式3「居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に該当しない旨の届出書」
 - ・訪問介護サービス等でいずれも紹介率80%を超えなかった場合は、様式3を市へ1部提出すること（この場合、様式1の市への提出は不要）。

5 紹介率が80%を超えた場合の「正当な理由」について

以下（１）から（５）のいずれかに該当する場合は、「正当な理由」があるものとして減算対象外とします。

- （１）居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域（運営規定に定める通常の事業の実施地域）における、訪問介護サービス等の数が、それぞれサービスごとにみた場合に5事業所未満である場合。

→様式1の理由欄に、理由と通常の実施地域内における訪問介護サービス等の事業所数を記載すること。なお、以下の例に留意すること。

<例：訪問介護、通所介護ともに紹介率80%超の居宅介護支援事業所>

通常の実施地域内に、訪問介護は4事業所、通所介護は10事業所ある場合、訪問介護としては正当な理由があると認められるが、通所介護では理由なしと判断されるため、結果的には居宅介護支援事業所として減算適用となる。

- （２）特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合。

- （３）判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数（様式1の「平均」欄）が20件以下の場合。

- （４）判定期間の1月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれの対象サービスが位置付けられた計画の件数が1月あたり平均10件以下の場合。

（例：それぞれのサービスが位置付けられた計画の件数が1月あたり平均9件の場合、9件すべて同一事業者であっても正当な理由の範囲内とする）

- （５）サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により、特定の事業者集中していると認められる場合。

→この場合、以下の①又は②の要件を満たしている場合のみ、正当な理由に該当すると認めます。単に利用者がその事業所を希望したから、というだけでは正当な理由に該当するとは認められません。

- ① 紹介率最高法人が「青森県介護サービス事業所認証評価制度」により、認証を取得した法人である場合。

- ② ①以外の法人が紹介率最高法人である場合は、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等（地域包括支援センターが実施する事例検討会を含む。）に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けた場合に、当

該意見・助言を受けた月の翌月以降の居宅サービス計画について、当該サービスを位置付けた居宅サービス計画数及び紹介率最高法人の計画数からそれぞれ除外した結果、紹介率が80%を超えないこととなる場合。

＜例：訪問介護の紹介率が80%超の居宅介護支援事業所の場合＞

訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数180件のうち、紹介率最高法人を位置付けた計画数が156件であった場合において、対象利用者数名について、地域ケア会議等において居宅サービス計画に係る意見・助言を受け、当該意見・助言を受けた月以降の各当該利用者に係る計画数が合計62件であった場合、 $(156件 - 62件) / (180件 - 62件) = 0.796 \div 79.6\%$ となるため、正当な理由として認められる。

※（５）②の要件の対象者は、サービスの質が高いことを理由として当該サービス事業所を選択した利用者が対象となること。

※地域ケア会議は、当該減算にかかる理由の正当性を判定するために居宅介護支援事業所の要請に基づき開催されるものではありません。

（６）新型コロナウイルス感染症に係る影響により、一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合。

参考：新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第15報）（令和2年8月27日厚生労働省事務連絡）

6 正当な理由がある場合の提出書類等について

5の理由（１）から（６）のいずれかに該当する場合は、様式1の理由欄に、「正当な理由」を記載すること。ただし、5の理由（５）の②に該当する場合は、以下の書類も添付すること。

＜添付書類＞

- ・様式1の正当な理由欄に除外件数及び紹介率が80%を超えないこととなった計算式を記入すること。
- ・除外した利用者から徴した理由書（様式4）
- ・地域ケア会議等の開催日や当該会議において意見・助言を受けた内容の分かる書類

7) その他留意事項

当該届出に関する書類等は、判定期間後の算定期間が完結してから5年間保存すること。